

福岡市立新病院に関する小児 2 次医療連絡協議会 (仮称) 規約 (案)

(目的)

第 1 条 この協議会は、現こども病院移転後の、本市西部地区における小児 2 次医療提供体制の確保を図るため、各病院間の連携・協力のあり方等を検討することを目的とする。

(協議会の名称)

第 2 条 この協議会の名称は、「福岡市立新病院に関する小児 2 次医療連絡協議会 (仮称)」とする。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、第 1 条に掲げる目的達成のために必要な次の事項について、協議・調整を行う。

- (1) 現こども病院移転による影響の予測。
- (2) 上記予測に基き必要と考えられる対策の検討。
- (3) 対策実施にあたっての各病院の役割分担と連携のあり方の検討。

(組織)

第 4 条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 独立行政法人国立病院機構九州医療センター：院長、小児科医長、地域医療連携室長
- (2) 国家公務員共済組合連合会浜の町病院：院長、小児科部長、地域医療連携担当
- (3) 福岡市立こども病院・感染症センター：院長、地域医療連携室長
- (4) その他座長が指名したもの

(設置期間)

第 5 条 協議会の設置期間は新病院開設の年度末までとする。

(座長)

第 6 条 協議会に座長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、座長が必要があると認めるときに招集する。

(部会)

第8条 座長は、特定の問題を調査審議するため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は各病院長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福岡市保健福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

福岡市立新病院に関する小児2次医療連絡協議会（仮称）委員

役職名		氏名
独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	院長	高橋 成輔
	小児科医長	佐藤 和夫
	統括診療部長 (地域医療連携室長)	岡田 靖
国家公務員共済組合連合会 浜の町病院	院長	安井 久喬
	小児科部長	曳野 俊治
	外科系診療部長 (地域医療連携担当)	一宮 仁
福岡市立こども病院・ 感染症センター	院長	福重 淳一郎
	医療主幹 (地域医療連携室長)	河野 齊